

令和8年度包括的な支援体制の整備に向けた人材養成事業委託仕様書

1 委託事業名

令和8年度包括的な支援体制の整備に向けた人材養成事業委託

2 実施期間

委託契約の日から令和9年2月28日まで

3 委託事業の内容

市町村における包括的な支援体制の整備に向けた取組（重層的支援体制整備事業を含む。以下「包括的支援体制整備」という。）を支援するため、地域の生活・福祉課題や支援が必要な人のニーズなどに対応して、地域の社会資源を活用・調整・開発し、必要な支援を構築する活動を行うコミュニティソーシャルワーカー（地域福祉活動コーディネーター）を養成するとともに、そのスキルアップを図ることを目的として、以下の研修会を実施する。

(1) コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉活動コーディネーター）養成研修

① 受講対象者

ア 市町村職員

イ 市町村社会福祉協議会職員

ウ 市町村から包括的支援体制整備の委託を受けて実施する団体等において当該事業に従事する者

エ 以下の事業に従事する者

- ・ 地域包括支援センターの運営
- ・ 障がい者等に係る相談支援事業
- ・ 利用者支援事業
- ・ 生活困窮者自立相談支援事業
- ・ 福祉事務所未設置町村による生活困窮者等に対する相談事業
- ・ 一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業による支援を受けて実施する活動
- ・ 生活支援体制整備事業
- ・ 地域活動支援センター事業
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

オ 介護支援専門員

カ 相談支援専門員

キ その他社会福祉関係団体職員、地域ボランティア団体職員等

※ 受講対象者は、地域福祉活動関連の業務経験を有することが望ましい(概ね3年程度)。

② 開催日数

前期課程2日間、中期日程2日間、後期課程1日間の計5日間

③ 研修内容

コミュニティソーシャルワークに必要なスキルの習得を目的として、以下の内容について講義及びグループワークを行う。

ア 個別事例検討

イ ロールプレイによる対人援助技術演習

ウ 地域アセスメントと地域生活課題の分析

- エ 問題解決プログラムと資源開発
- オ 地域における相談支援ネットワークの構築

※ 受講者は全課程の出席を原則とする。

④ その他

ア 研修修了者に対し、修了証を交付すること。

イ オンライン形式等で実施する場合には、受講管理やサポート等を適切に行うこと。

(2) 地域づくり実践研修

① 受講対象者

ア コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉活動コーディネーター）養成研修を修了した者（令和2年度までに社会福祉法人岩手県社会福祉協議会が実施した地域福祉活動コーディネーター（CSW）養成研修を修了した者を含む）のうち、各所属機関等において主任級以上の職にある者

イ 上記アと同等の知識及び経験を有する者として、各所属機関等が推薦する者

② 開催日数

2日間程度

③ 研修内容

コミュニティソーシャルワーカー等のスキルアップを目的として、以下の内容について実践発表及びグループワークを行う。

ア 包括的支援体制整備の事業の概要

イ 包括的支援体制整備の事業の実践から学ぶ地域づくり（事例紹介や実践等）

ウ その他、本県や各地域の課題を踏まえ、研修参加者が包括的支援体制整備や自らの実践に活かすことに資する内容

※ 受講者は希望する研修日のみ参加することを可とする。

④ その他

オンライン形式等で実施する場合には、受講管理やサポート等を適切に行うこと。

4 事業実施にあたっての留意事項

(1) 個人情報管理

研修受講者等の個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、岩手県個人情報の保護等に関する条例（令和4年岩手県条例第49号）等により取り扱うこと。

(2) 契約の変更

仕様書に定める業務以外に必要な業務が生じた時は、協議により契約の変更が行われることがあること。

(3) 関係機関との連絡調整

事業の実施にあたっては、必要に応じて、市町村等関係団体と意見交換や連絡調整を行い、事業の効果的な実施に努めること。

(4) 広報活動の実施

市町村等関係団体との連携を密にするとともに、ホームページや広報誌等を活用し、事業の広報を積極的に行うこと。

(5) その他

本業務の履行にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第1項に基づく「岩手県知事部局における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成28年2月15日付け障第900号保健福祉部長通知）第3に規定する合理的配慮について留意すること。